

「ほ도가や市民活動センター管理運営業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「審査委員会要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「ほ도가や市民活動センター管理運営業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 審査委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提案書作成要領及び業務説明資料には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 当該業務の具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針、業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、必要に応じて（同点の場合等）当該業務に必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が6者以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位5者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、ほどがや市民活動センター管理運営業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、提案書の評価について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 保土ヶ谷区総務課長
- 副委員長 保土ヶ谷区区政推進課長
- 委員 保土ヶ谷区福祉保健課長
保土ヶ谷区高齢・障害支援課長
保土ヶ谷区こども家庭支援課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は、非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成27年11月12日から施行する。